

## 福祉サービスに関する法人税課税問題検討委員会の設置に当たって

特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク  
理事長 脇坂誠也

NPO法が規定する特定非営利活動の最初に掲げられている「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行っているNPO法人の数は全法人の半数を超えていると言われています。その中でも介護保険や障害福祉サービスという制度上のサービスを行っているところは多数あり、規模も大きいところもあります。

この分野に関しては対価を得る事業でもあるので、従来から法人税の課税問題は解釈が難しく、実務上も混乱してきました。私たちNPO会計税務専門家ネットワーク（以下「@PRO」）は、メーリングリスト等のツールを使って、早くからこの問題を取り上げ、情報の共有や意見交換をすすめ、様々な方法でこの問題に対する意見を発表してきました。

そのような中で、2017年に国税庁から、障害福祉サービスが課税事業であるとの質疑応答事例が示されました。また2018年には障害福祉サービスの一つである就労継続支援事業について、請負業として収益事業である旨の国税不服審判所の判決が出されました。

しかし、この質疑応答や判決は、福祉サービス事業という制度について掘り下げて検討されてはならず、また、収益事業たる「請負業」の本質について見解を明らかにしていません。

そこで、@PROでは、この問題をより深く検討するために、「福祉サービスに関する法人税課税問題検討委員会」（以下、委員会という）を設置することとしました。

委員会の目的は、以下の3点です。

### 1. 福祉サービス事業の法人税課税問題に関する調査研究

委員会で、障害福祉サービス事業の法人税課税問題についての調査研究を行います。調査研究の範囲は、判例、裁決、学説等の税法の研究だけに限らず、福祉サービス事業という制度そのものに対する研究や、このサービスを行っている法人の実態調査なども含まれます。

### 2. 研究成果の情報提供

研究成果を@PROの会員に示し、重要性の高いものについては、外部にも公表をします。

### 3. 会員から個別に提供された個別案件に対する助言等

何らかの形で福祉サービス事業を行っている法人に関わっている会員が、判断に苦しむ事案が出てきた場合に、助言をしたり、情報を提供するなどの方法で、会員に対するアドバイザー的な役割を果たしていきます。

@PROは、NPOの会計税務の実務における未解決の課題について調査研究を進め、会員を始めとした専門家やNPO関係者、支援者と情報を共有することで、NPOの信頼性の向上に寄与することをミッションとしています。この委員会を通じて、福祉サービス事業、そして収益事業全般に関する税法の解釈の明確化に寄与していきたいと考えています。